

令和6年9月吉日

様

主催 一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 兵庫県支部
後援 兵庫県
兵庫県下消防長会
(一社)兵庫県病院協会
(一社)兵庫県民間病院協会

令和6年度「医療ガス及び医療設備に関する安全講習会」のご案内

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、病院各位に於かれましては、平素より医療ガス及び医療設備の保安管理にご尽力されておられる事と存じますが、医療用ガスを消費する現場での事故防止や事故発生時の適切な対応などに適合した「医療ガス及び医療設備に関する安全講習会」を下記の如く開催致すことに成りました。

つきましては万障お繰り合わせの上、何卒ご出席賜りますようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 令和6年11月21日(木) 13:30~16:45
受付:13:00~
2. 開催場所 神戸市産業振興センター 3F ハーバーホール
神戸市中央区東川崎町1丁目8-4
3. 講習内容(仮) ◎高圧ガス保安法に関わる医療ガスの取り扱いについて
兵庫県危機管理部消防保安課 産業保安班
◎ガス災害の事例及び放火火災について
神戸市消防局予防部査察係
◎能登半島地震から考察する医療ガスの備え
◎医療ガスの安全な取扱いについて
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
近畿地域本部 専任講師
4. 対象者 日常医療ガスを取り扱う担当者または管理者
5. 定員 200名
申込順に受付をさせて頂き、定員になり次第締め切らせて頂きます。
講習会終了後、受講修了証をお渡し致します。
6. テキスト代・資料代 1名 4,400円(消費税込み)
7. 申込方法 申込方法が変更になりました。JIMGAホームページよりお願い致します。
(電話・FAXでの申込受付は出来ません。)

- ① JIMGA ホームページより
- ② セミナー・イベント

③「医療ガス安全講習会<兵庫会場>(近畿)」

<https://www.jimga.or.jp/seminar/detail.php?id=188>

詳細をクリックするとログインページに移行します。

④ 申込ボタンより必要事項を入力してください。

QRコード



8. お支払方法 「ペイジー(銀行ATM)」又は「クレジットカード払い」のいずれか

9. 申込期間 2024年9月25日(水)から11月7日(木)まで

*ペイジーのお支払いも11月7日までをお願いいたします。

期日を過ぎますとキャンセル扱いになります。

お支払い手続き完了後はキャンセル/ご返金をお受けできません。

10. 受講票・領収書 支払い完了後メールにて発行されます。

11. お申込みに関する問い合わせ先

大阪市中央区久太郎町3丁目1番27号 船場大西ビル8階804号室

(一社)日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部 担当者:徳富、鎌田

Tel:06-6251-5179 Fax:06-6243-3601

講習会当日は印刷した受講票をお持ちくださいます様お願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の状況等により開催の延期、中止もございますので、その際はご了承ください。

以上

会場案内図

所在地 : 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 (神戸ハーバーランド内)

Tel078-360-3200

JR「神戸」駅より徒歩約5分、

阪神電鉄「西元町」駅より徒歩約6分

神戸高速鉄道「高速神戸」駅より徒歩約8分

市営地下鉄海岸線「ハーバーランド」駅より徒歩約5分



「医療ガス安全講習会」について

1. 医政発 0817 第6号 令和2年8月 17 日「医療ガスの安全管理について」から別添4(抜粋)

- 1 本研修は、医療ガスに係る安全管理のための基本的考え方及び事故防止の具体的方策について、当該研修を実施する病院等の職員に周知徹底を行うことで、各職員の医療ガスに係る安全に対する認識、安全に業務を遂行するための技能、病院等における医療チームの一員としての意識の向上等を図るためのものであること。また、医療ガスに係る安全管理のための研修においては、当該病院等において医学管理を行っている患者の居宅その他病院等以外の場所で使用される医療ガスの安全管理についても、取り扱うものとする。

本研修は、病院等に共通する医療ガスに係る安全管理について、年1回程度定期的に開催するとともに、医療ガスに係る重大な事故等が発生した場合などに必要に応じて開催すること。また、委員会は研修の実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）について記録すること。なお、本研修は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第1項第3号の規定に基づく職員研修等、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支えないこと。

- 2 本研修の内容は、次に掲げる事項とすること。

- (1) 病院等における医療ガスに関する構造設備の整備状況並びに使用している医療ガスの種類、性質及び用途
- (2) 医療ガスに係る事故及びヒヤリ・ハット事例並びにその防止策
- (3) 医療ガスに係る事故又はヒヤリ・ハット事例が発生した場合の対応（病院等内での委員会等への報告等）
- (4) 医療ガスを使用するに当たって安全に業務を遂行するための留意事項
 - ① 単独で医療機器に接続して使用する高圧ガス容器(以下「ボンベ」という。)、容器弁（ボンベバルブ）及び圧力調整器の正しい取扱い（このうち、特に留意すべき内容については、「(参考) 医療ガスボンベの安全管理に関する留意点」を参照すること。)
 - ② 始業点検の方法及び配管端末器（アウトレット）の正しい取扱い（製造業者によって提供される情報である、配管端末器（アウトレット）の取扱説明書の確認を含む。)
 - ③ 区域別遮断弁（シャットオフバルブ）及び主遮断弁（メインシャットオフバルブ）の操作マニュアルの周知（制御区域を示す模式図及び室名又は部門名を示す表示の確認、緊急操作時の確認事項の周知等を含む。)
- (5) その他医療ガスに係る安全管理上必要な事項

「医療ガスの安全管理について」に関するQ&A 抜粋

平成 30 年 6 月 5 日
第 2 版 令和 元年 6 月 5 日
第 3 版 令和 2 年 4 月 20 日
第 4 版 令和 2 年 9 月 8 日

※第 4 版では、令和 2 年 3 月 1 日に改正された、医療ガス設備に関する日本産業規格（JIS 規格）に合わせた用語の変更等を行うために、令和 2 年 8 月 17 日に医政発 0817 第 6 号 厚生労働省医政局長通知「医療ガスの安全管理について」が発出されたことに伴い、一部の回答について所要の見直しを行っております。

また、新型コロナウイルス感染の拡大により、医療ガスの安全管理関連業務の実施が困難となった場合における問いとして、第 3 版の「Q29」の回答を見直して第 4 版の「Q32」として掲載するとともに、「Q25 及び Q57」を追加しております。

令和 2 年 8 月 17 日付け医政発 0817 第 6 号 厚生労働省医政局長通知

「医療ガスの安全管理について」
に関する Q & A

（一社）日本産業・医療ガス協会が実施した「医療ガス安全講習会」
及び（公財）医療機器センターが実施した「医療ガス安全管理者講習会」
において受講者の皆様からいただいた質問事項を基に Q & A としてとり
まとめたものです。なお、厚生労働省医政局のご担当の方にもその内容を
確認していただいておりますので、医療ガスの安全管理に関係する皆様
の業務の参考としてご活用いただければ幸いです。

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
公益財団法人 医療機器センター

Q20 医療機器センターが実施している「医療ガス安全管理者講習会（旧：医療ガス保安管理技術者講習会）」及び日本産業・医療ガス協会が実施している「医療ガス安全講習会」を修了している者は、医療ガスに関する専門知識と技術を有する者と見なしてよいですか。

A20 本通知は、これらの講習会の受講者であることをもって、ただちに医療ガスに関する専門知識と技術を有する者としてみなすことを示しているものではありませんが、当該講習会は医療ガスを取り扱う関係職員を主な対象として、医療ガスの安全管理に有用な知識を普及及び啓発する講習会です。医療ガス設備の安全管理に関わる職員には、当該講習会に限らず、あらゆる機会を活用して、医療ガスに関する知識と技術を向上させていくことが望まれます。